

令和8年第11回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和8年7月17日（金） 午前10時～

早良区役所2階 中会議室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|---------------------|--------|
| 議案第44号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P.1 |
| 議案第45号 | 在外選挙人名簿から抹消するものについて | ・・・P.3 |

【今後の委員会開催予定日時】

第12回 8月20日（木）午前10時 早良区役所2階 応接室

第13回 9月1日（火）午前10時 早良区役所2階 中会議室

議案第44号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年7月17日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 黒子 秀勇樹

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 580 人 |
| | 内訳 死亡者 | 247 人 |
| | 市外転出者 | 333 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和8年7月17日 |

【 根 拠 】

○公職選挙法

(登録の抹消)

第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 4 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参考)

1 死亡者
令和8年6月30日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外転出者
令和8年2月28日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳 (単位：人)

区分	男	女	計
死亡	120	127	247
転出	179	154	333
合計	299	281	580

議案第45号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年7月17日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 黒子 秀勇樹

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1人 |
| | 内訳 国籍喪失者 | 1人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙1のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和8年7月17日 |

【根拠】

○公職選挙法

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	前回 (R8.6.30時点) 登録者数	登録	抹消		小計	今回 (R8.7.17時点) 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	53	0	1	0	▲ 1	52
女	88	0	0	0	0	88
計	141	0	1	0	▲ 1	140